

○岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の運用について(通達)

(平成 8 年 9 月 17 日岡務第 979 号警察本部長例規)

(概要)

岡山県行政手続条例(平成 7 年岡山県条例第 30 号)に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続について、具体的運用細目を定めたものである。